

福岡県個人情報保護条例(旧条例)

平成4年3月30日
福岡県条例第2号

改正 平成 8年 1月 4日福岡県条例第 2号
平成12年 3月29日福岡県条例第 7号
平成12年12月25日福岡県条例第72号
平成13年 3月30日福岡県条例第 5号
平成14年 3月29日福岡県条例第 8号

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護
 - 第1節 個人情報の取扱い(第3条 - 第8条)
 - 第2節 個人情報取扱事務に関する登録及び閲覧(第9条)
 - 第3節 個人情報の開示及び訂正の請求等(第10条 - 第19条)
 - 第4節 救済の手続(第20条 - 第22条)
 - 第5節 他の法令との調整等(第23条)
- 第3章 事業者が取り扱う個人情報の保護(第24条 - 第29条)
- 第4章 福岡県個人情報保護審議会(第30条 - 第30条の6)
- 第5章 雑則(第31条 - 第33条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の機関が保有する個人情報の開示及び訂正を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。
- (2)実施機関 知事、公営企業の管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、地方労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会をいう。
- (3)公文書 福岡県情報公開条例(平成13年福岡県条例第5号)第2条第2項に規定する公文書をいう。
- (4)磁気テープ等 公文書のうち電子計算機による処理に使用される磁気テープ、磁気ディスク等をいう。
- (5)本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。
- (6)事業者 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)及び

事業を営む個人をいう。

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の取扱い

(収集の制限)

第3条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、かつ、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報の収集をしてはならない。ただし、法令(条例を含む。以下同じ。)に基づいて収集するとき、及び福岡県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために収集する必要があると実施機関が認めるときは、この限りでない。

(1) 思想、信条及び宗教

(2) 人種及び民族

(3) 犯罪歴

(4) 社会的差別の原因となる社会的身分

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令に基づいて収集するとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 出版、報道等により公にされたものから収集するとき。

(4) 他の実施機関から第5条第4号に該当する提供を受けて収集するとき。

(5) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(6) 国、他の地方公共団体又は県の実施機関以外の機関から収集することが事務の執行上やむを得ないと認められるとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、福岡県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、本人から収集することにより個人情報を取り扱う事務の目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にするおそれがあると実施機関が認めるとき。

(正確性及び安全性の確保)

第4条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的に必要な範囲内で、個人情報を正確なものに保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置(以下「安全確保の措置」という。)を講ずるよう努めなければならない。

3 実施機関は、保有する必要のなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的又は文化的価値が生ずると認められるものについては、この限りでない。

(利用及び提供の制限)

第5条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を超えて個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令に基づいて利用し、又は提供するとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、福岡県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、公益上必

要があると実施機関が認めるとき。

(電子計算組織の結合による提供の制限)

第6条 実施機関は、福岡県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認める場合を除き、通信回線による電子計算組織の結合により個人情報を実施機関以外のものへ提供してはならない。

(委託に伴う措置の要求)

第7条 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う事務を実施機関以外の者に委託しようとするときは、受託者に対し、安全確保の措置を講ずるよう求めなければならない。

(職員の義務)

第8条 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第2節 個人情報取扱事務に関する登録及び閲覧

第9条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が記録された公文書を使用するもの(以下「個人情報取扱事務」という。)について、登録簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を前項の登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときは、変更する事項についても同様とする。

(1)個人情報取扱事務の名称

(2)個人情報取扱事務の目的

(3)個人情報取扱事務を所管する組織の名称

(4)個人情報取扱事務を開始する年月日

(5)個人情報の対象者の類型

(6)前号の類型ごとの次に掲げる事項

イ 個人情報の項目名及び第3条第2項各号に掲げる事項に関する個人情報を収集するときはその理由

ロ 個人情報の処理形態及び第6条の提供の有無

ハ 個人情報の主な収集先

ニ 第5条の利用又は提供の有無

3 前2項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者に関する個人情報取扱事務であって、専らその人事、給与及び福利厚生に関する事項並びにこれらに準ずる事項を取り扱うものについては、適用しない。

4 実施機関は、第2項の登録に係る個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。

第3節 個人情報の開示及び訂正の請求等

(開示の請求)

第10条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する個人情報取扱事務(前条第3項に規定する事務を除く。)に係る自己の個人情報(磁気テープ等に記録されている個人情報にあっては、現に使用しているプログラムを用いて出力できるものに限る。以下この章において同じ。)の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(開示請求の方法)

第11条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した開示

請求書を提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 開示請求をしようとする個人情報に特定するために必要な事項

(3) その他実施機関が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

(開示請求に対する決定等)

第12条 実施機関は、前条第1項の開示請求書が到達した日から起算して15日以内に、開示請求に係る個人情報について開示するかどうかの決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、遅滞なく当該決定の内容を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、その期間を前条第1項の開示請求書が到達した日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、直ちに、延長する旨及びその理由を開示請求者に通知しなければならない。

(開示の方法)

第13条 実施機関は、前条第1項の規定により開示することと決定したときは、速やかに当該決定に係る個人情報について開示しなければならない。

2 個人情報の開示は、次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 公文書(磁気テープ等を除く。以下この条において同じ。)に記録されている個人情報個人情報が記録された公文書の当該個人情報に係る部分の閲覧若しくは視聴取又は写し(文書、図画及び写真の写しに限る。)の交付

(2) 磁気テープ等に記録されている個人情報 個人情報が記録された磁気テープ等から印字装置を用いて出力したものの当該個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付

3 実施機関は、前項第1号に規定する方法により開示をする場合において、公文書の保管のため必要があるとき、その他相当の理由があると認めるときは、当該公文書を複写したものにより開示することができる。

4 第11条第2項の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。

(費用の負担)

第14条 前条第2項に規定する写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(開示しないことができる個人情報)

第15条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該個人情報を開示しないことができる。

(1) 開示請求の対象となった個人情報に開示請求者以外の個人に関する情報が含まれる場合であって、開示することにより、当該個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるもの

(2) 開示請求の対象となった個人情報に法人等に関して記録された情報又は個人が営む事業に関して記録された情報が含まれる場合であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあると認められるもの

(3) 診療、指導、相談、選考その他の個人の評価又は判断を伴う事務に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務の適正な執行に支障を生ずるおそれがあると認められるもの

- (4) 県の機関内部若しくは機関相互間又は県の機関と国、他の地方公共団体その他公共団体（以下「国等」という。）の機関との間における審議、検討、調査研究等に関する個人情報であって、開示することにより、当該又は同種の審議、検討、調査研究等に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるもの
- (5) 県の機関と国等の機関との間における指示、依頼、協議等により作成し、又は取得した個人情報であって、開示することにより、国等との信頼関係又は協力関係を著しく損なうおそれがあると認められるもの
- (6) 県の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、検査、許可、交渉、渉外、争訟その他の事務事業に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務事業の実施の目的が失われ、又はその円滑な執行に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるもの
- (7) 開示することにより、個人の生命、身体、自由、財産等の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれがあると認められるもの
- (8) 法令の定めるところにより本人に開示することができないと認められるもの

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報に、前項各号のいずれかに該当することにより開示しないことができる個人情報とそれ以外の個人情報とがある場合において、これらの部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、当該開示しないことができる個人情報に係る部分を除いて、開示しなければならない。

（開示請求及び開示の特例）

第16条 実施機関があらかじめ定めた個人情報については、第11条第1項の規定にかかわらず、開示請求は、口頭により行うことができる。

2 実施機関は、前項の規定により口頭による開示請求があったときは、第12条第1項の規定による開示をするかどうかの決定を行わず、直ちに開示するものとする。この場合において、開示の方法は実施機関が別に定めるところによるものとし、第13条第2項及び第3項の規定は、適用しない。

（訂正の請求）

第17条 何人も、第13条第1項の規定により開示を受けた自己の個人情報に事実に関する誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、その訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の訂正の請求（以下「訂正請求」という。）について準用する。

（訂正請求の方法）

第18条 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した訂正請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 訂正を求める箇所
- (3) 訂正を求める内容
- (4) その他実施機関が定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提出し、又は提示しなければならない。

3 第11条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

（訂正請求に対する決定等）

第19条 実施機関は、前条第1項の訂正請求書が到達した日から起算して30日以内に、訂正請求に係る個人情報を訂正するかどうかの決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の場合において訂正する旨の決定をしたときは、当該訂正請求に係る個人情報を訂正した上、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、遅滞なくそ

の旨を書面により通知しなければならない。

- 3 実施機関は、第1項の場合において訂正しない旨の決定をしたときは、訂正請求者に対し、遅滞なくその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。
- 4 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、直ちに、延長する理由及び延長する期間を訂正請求者に通知しなければならない。
- 5 実施機関は、第1項の決定がなされるまでの間、訂正請求に係る個人情報の利用及び提供を停止するよう努めなければならない。

第4節 救済の手続

(苦情の処理)

第20条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関して苦情の申出があったときは、迅速かつ適切にこれを処理するよう努めなければならない。

(是正の申出)

第21条 何人も、自己の個人情報に関し、第3条又は第5条の規定に違反した取扱いが行われていると認めるときは、実施機関に対し、その取扱いの是正の申出(以下「是正の申出」という。)をすることができる。

2 是正の申出をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した申出書を提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 是正の申出の対象となる個人情報及びその取扱いの内容

(3) 是正を求める内容

(4) その他実施機関が定める事項

3 実施機関は、是正の申出があったときは、遅滞なく必要な調査を行い、福岡県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で当該是正の申出に対する処理を行い、その結果を当該是正の申出をした者に対し、書面により通知しなければならない。

4 第10条第2項及び第11条第2項の規定は、是正の申出について準用する。

(不服申立てに関する手続)

第22条 開示請求又は訂正請求に対する決定について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てがあったときは、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、当該不服申立てが明らかに不適法であるときを除き、遅滞なく、福岡県個人情報保護審議会の議を経て、当該不服申立てについての決定又は裁決をしなければならない。

第5節 他の法令との調整等

第23条 この章の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 統計法(昭和22年法律第18号)第2条に規定する指定統計に係る個人情報

(2) 統計法第8条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る個人情報

(3) 統計報告調整法(昭和27年法律第148号)の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告(専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。)に係る個人情報

2 この章の規定は、図書館、美術館その他これらに類する施設において、一般の利用に供することを目的として収集し、整理し、及び保存される図書、資料、刊行物等に記録されている個人情報については、適用しない。

3 第3節の規定は、他の法令(福岡県情報公開条例を除く。)の規定により自己の個人情報の開示を受け、又は訂正をすることができる場合においては、適用しない。

第3章 事業者が取り扱う個人情報の保護

(事業者の責務)

第24条 事業者は、個人情報の保護の重要性にかんがみ、事業の実施に伴い個人情報を取り扱うときは、適正な取扱いをするよう努めなければならない。

(意識啓発等)

第25条 知事は、事業者において個人情報の取扱いが適正に行われるよう、意識啓発並びに指導及び助言を行うものとする。

2 知事は、前項の指導及び助言を行うに当たっては、あらかじめ、福岡県個人情報保護審議会の意見を聴いて個人情報の適正な取扱いに関する指導方針を作成し、これに基づいて行わなければならない。

(苦情相談の処理)

第26条 知事は、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情相談があったときは、これを適切に処理するよう努めなければならない。

(調査)

第27条 知事は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、事実を明らかにするために必要な限度において、当該事業者に対して説明又は資料の提出を求めることができる。

(勧告)

第28条 知事は、事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、福岡県個人情報保護審議会の意見を聴いて、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

(事実の公表)

第29条 知事は、事業者が第27条の説明若しくは資料の提出の要請を拒んだとき、又は前条の勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の公表をしようとするときは、事業者に対して意見陳述の機会を与えるとともに、福岡県個人情報保護審議会の意見を聴かななければならない。

第4章 福岡県個人情報保護審議会

(設置)

第30条 県に福岡県個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 第3条第2項ただし書及び第3項第7号、第5条第4号、第6条、第21条第3項、第25条第2項、第28条並びに前条第2項の規定により意見を求められたものについて調査審議すること。

(2) 第22条の規定により議に付された事案について審査すること。

(3) 個人情報保護制度に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて答申し、及び建議すること。

(4) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の9第2項に規定する事項について、調査審議し、及び建議すること。

3 審議会は、前項に規定する事務を処理するため必要があると認めるときは、不服申立人、実施機関の職員その他の関係者に対して、意見若しくは説明又は書類の提出を求めることができる。

4 審議会の委員(以下「委員」という。)は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(組織)

第30条の2 審議会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 審議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第30条の3 委員は、個人情報保護制度その他の地方行政に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会議)

第30条の4 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第30条の5 審議会は、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって構成する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する部会に属する委員が、その職務を代理する。

6 審議会は、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

7 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(会議の運営)

第30条の6 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第5章 雑則

(国及び他の地方公共団体への協力の要請)

第31条 知事は、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の保護を図るため必要があると認めるときは、国及び他の地方公共団体に対し、協力を求めるものとする。

(運用状況の公表)

第32条 知事は、毎年一回、この条例の運用の状況について公表しなければならない。

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が取り扱う個人情報の保護については実施機関が、事業者が取り扱う個人情報の保護については知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成4年10月1日から施行する。ただし、第3条第2項ただし書及び第3

項第7号、第5条第4号、第6条並びに第25条第2項中審議会の意見を聴くことに関する部分並びに第4章の規定は、同年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務については、第9条第2項の規定中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、この条例の施行の日以後、遅滞なく」と読み替えて、適用する。

(福岡県情報公開条例の一部改正)

- 3 福岡県情報公開条例の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「法令」の下に「(福岡県個人情報保護条例(平成4年福岡県条例第2号)を除く。)」を加える。

附 則(平成8年条例第2号)

この条例は、福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号)の施行の日(平成8年4月1日)から施行する。

附 則(平成12年条例第7号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第72号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年条例第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年7月1日から施行する。ただし...(略)

(福岡県個人情報保護条例の一部改正)

- 12 福岡県個人情報保護条例(平成4年福岡県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「(昭和61年福岡県条例第1号)第2条第1項」を「(平成13年福岡県条例第5号)第2条第2項」に改め、「であって、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した情報が記録され、実施機関において管理しているもの」を削る。

第9条第1項中「又は磁気テープ等」を削る。

第13条第2項第1号中「公文書に」を「公文書(磁気テープ等を除く。以下この条において同じ。)に」に改める。

附 則(平成14年条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成11年法律第133号)の施行の日(以下「施行日」という。(平成14年8月5日))から施行する。

- 4 福岡県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

改正内容(略)

(経過措置)

- 5 この条例の施行に伴い、新たに福岡県個人情報保護審議会の委員となった者の最初の任期は、この条例による改正後の福岡県個人情報保護条例(以下「新条例」という。)第30条の3第2項の規定にかかわらず、平成16年4月30日までとする。

- 6 施行日の前日における福岡県個人情報保護審議会の委員及び会長は、それぞれ新条例の相当規定によって委嘱され、及び選任されたものとする。